村民各位

水上村役場　保健福祉課

新型コロナウイルス感染症５類感染症へ変更に伴う熊本県の方針について（お知らせ）

５月８日からの５類感染症への変更に伴い、熊本県における医療機関での対応や療養期間の考え方が、下記のように変わりましたので、お知らせします。

記

１　基本的な外来受診・療養の流れについて

・**発熱等がある場合は、かかりつけ医に電話でご相談してください。**
・**外来**を受診した際は、**原則自己負担（窓口負担 1~3 割）**（高額な新型コロナ治療薬は、公費）
・**入院**については、原則医療機関による入院調整、入院先への移動も個人・医療機関による搬送となり、**医療費や食事代は原則自己負担。検査費用も自己負担（無料検査は終了）**
・今後は、自己管理による療養に備え、薬・検査キット・食料品の備蓄など、**個人による感染時の備えがより一層重要**

＜5/8～9/30の移行期間中の流れ＞

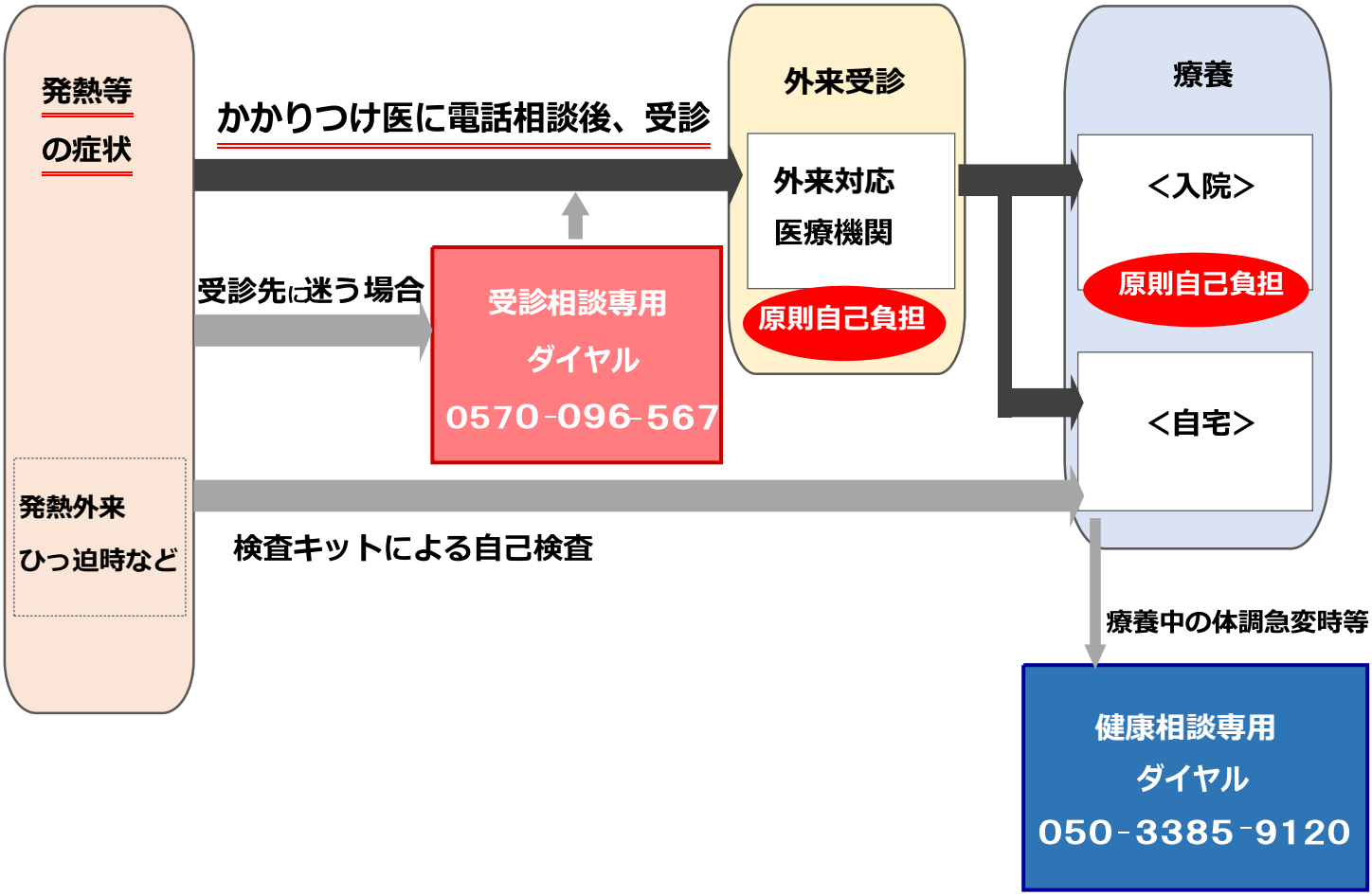

２　相談体制について

移行期間においても、県民の不安などに寄り添いながら一般医療につなげるため、**受診先に関する相談窓口及び陽性者の体調急変時の相談窓口は継続**

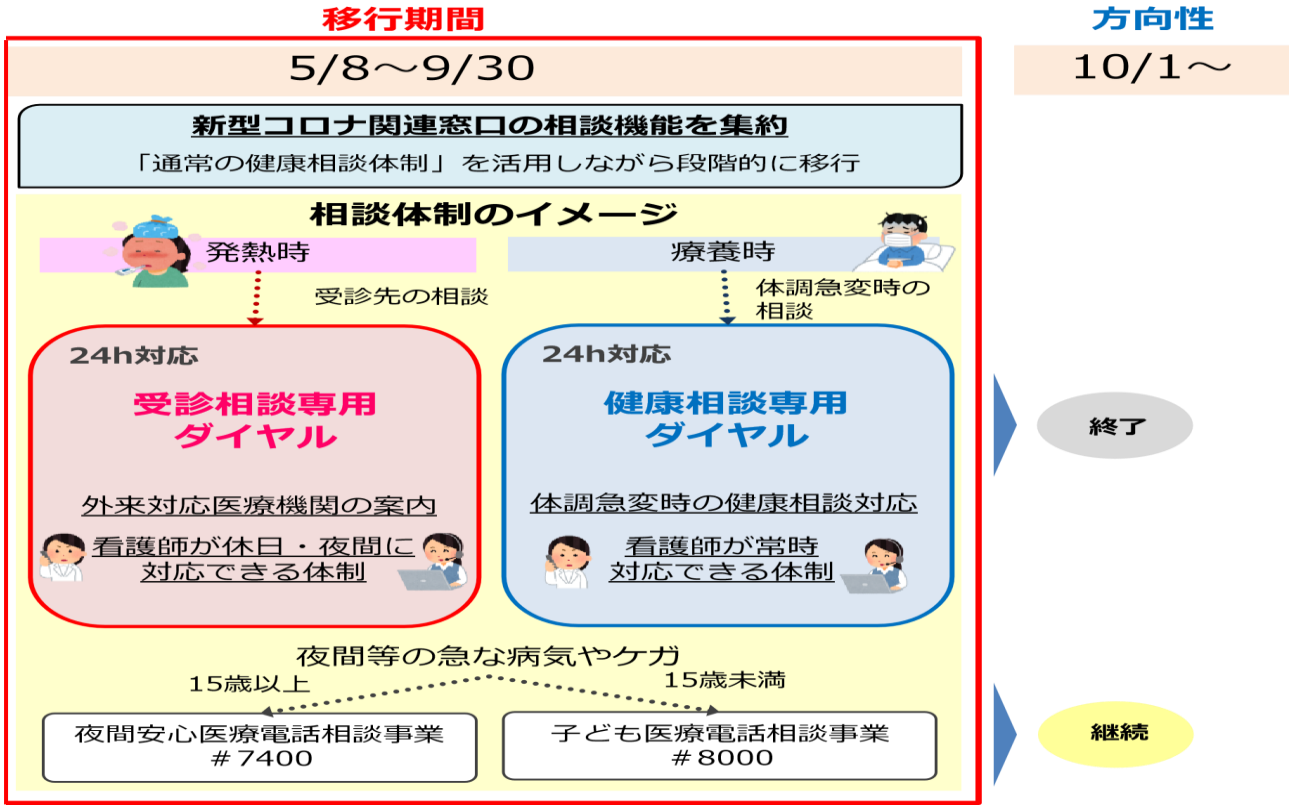

３　感染対策と療養期間の考え方について

～感染対策～　感染対策にあたっては、以下の考え方を踏まえ、**自主的な判断**をお願いします。

① マスクの着用　　個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本

② 手洗い等の手指衛生　新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効

③ 換気　　新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効

④ 「三つの密」の回避　　人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

★療養期間の考え方★

外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられる。その際、以下の情報を参考にする。

・**発症後５日間**※かつ**症状軽快後２４時間**経過するまでの間は**外出を控える**ことを推奨

※…発症した日を０日とする。（注）学校の出席停止期間の基準は、上記期間と同内容

・**発症後１０日間**が経過するまでは、**マスクを着用**し、**高齢者等のハイリスク者との接触は控える**ことを推奨

・**同居の家族等が感染**した場合には、**自身の体調などに注意**

（お世話は限られた方で行い、特に５日間は、自身の体調に注意し、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控える等の配慮を）

（お問い合わせ先）水上村役場　保健福祉課　☎４４－０３１３